

住宅ローン (固定金利型・変動金利型・固定金利期間選択型)

令和4年4月1日現在

商品名	住宅ローン (固定金利型・変動金利型・固定金利期間選択型)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・安定継続した収入のある方。 ・満18歳以上の方。(最終返済時年齢が満75歳に達する年の12月31日までとします。) ・原則として住宅ローン団体信用生命保険に加入できる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するための住宅の新築、購入、増改築またはそのための宅地購入に必要な資金。 ・公的住宅資金借入や他金融機関等からの住宅新築、取得、リフォーム資金借入のお借り換え。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000万円に前払保険料を加えた金額以内。 (但し、土地のみ購入の場合は1,000万円以内。お借り換えの場合は、現在お借り入れの残高に登記等諸費用を加えた金額以内。1,000万円超で借地の場合は、総所要額の70%以内。)
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・30年以内 (但し、お使いみちにより異なります)。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・「固定金利型」、「変動金利型」、もしくは「固定金利期間選択型」のいずれかからご選択いただけます。それぞれ当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・「固定金利型」：ご融資期間中変動いたしません。 ・「変動金利型」：当金庫が定める「変動長期プライムレート」を基準利率とします。ご融資後は、毎年10月1日(休日の場合は翌営業日)を基準日とし年1回、ご融資利率を見直しさせていただきます。なお、前年基準日の基準利率と当年基準日の基準利率を比較し、ご融資利率を引き上げ、または引き下げするものとし、新利率の適用開始は、同年12月の約定返済日の翌日からとします。ご融資後最初の利率の見直しは、ご融資日の基準利率と、ご融資後最初に到来する基準日の基準利率との差をもって行います。 ・「固定金利期間選択型」：「固定金利期間選択型」のお取り扱い内容(融-13D)によりお取り扱いさせていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「固定金利型」および「変動金利型」：元利均等返済もしくは、元金均等返済とします。 ・「固定金利期間選択型」：元利均等返済とします。 ・いずれもボーナス払いをご利用いただけます(但し、ボーナス払いは、6カ月間隔の年2回とし、ご融資金額の50%以内とします)。 ・「固定金利期間選択型」は、初回のご返済日まで最長2カ月間元金のお支払いを据え置くことができます。 ・「固定金利型」および「変動金利型」は元金のお支払いを据え置くことはできません。
利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利息は後払いとし、約定返済金額とともにお支払いいただきます。 なお、付利単位は100円とし、次の計算による利息をお支払いいただきます。 ・元利均等返済の場合(初回を除く)：ご融資残高×年利率×月数×1/12(円未満切捨て) ・元金均等返済の場合、および元利均等返済の初回返済の場合：ご融資残高×年利率×日数×1/365(円未満切捨て)
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を1名以上必要とします。 ・対象となる土地・建物に抵当権を設定させていただきます。 ・抵当権を設定させていただいた建物の火災保険には質権を設定させていただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱手数料 <ul style="list-style-type: none"> ご融資金額 1,000万円以下 108,000円(税込) 1,000万円超3,000万円以下 216,000円(税込) 3,000万円超 324,000円(税込) ・不動産担保事務取扱手数料 48,600円(税込) ・条件変更取扱手数料(借入期間の延長、返済金額の変更等)、繰上げ返済手数料については、預金・サービス編「主な手数料一覧(預-14B)」に記載されている手数料が必要となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。また、現在の利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。